

平成29(2017)年度 人権啓発冊子

ヒューマンライツ



じんけん みんなでいっしょに考えよう



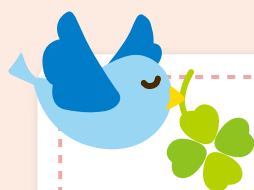
別府市長賞

平成28年度 別府市小・中学生「人権ポスター」



別府市立亀川小学校 5年

原 丈生



「ヒューマンライツ」の作成にあたって

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりに平等に与えられたものです。自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を、まず大人が身につけ、さらに子どもたちにも身につけさせるために、学校・家庭・地域が連携し、育んでいくことは、私たち大人の責任でもあります。

今回の「ヒューマンライツ」は、同和問題をはじめとする8つの人権課題について、作成しました。

わたしたち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていけるよう、一緒に考える機会になればと思います。

別府市

ご存知ですか？ 事前登録型本人通知制度

登録型本人通知制度とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

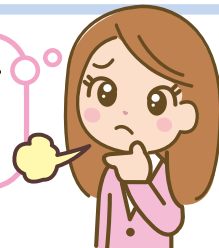
いつ、僕の住民票を取ったんだろう？



どうして私の戸籍を持っているの？



戸籍や住民票には、家族構成・年齢や本籍地等、多数の個人情報が含まれているのに…



身元調査や高齢者世帯への詐欺やストーカー等に悪用されたりしないか心配だな。

「登録型本人通知制度」に事前に登録しておけば、交付通知が届くから、すぐに確認や対応ができますよ。

登録期間は
永年です

登録型本人通知制度に登録しましょう

※くわしい内容は、市民課(TEL.21-1135 直通)へお問い合わせください

手続き

市役所の市民課・各出張所に申請書があります。印鑑と身分証明書があれば登録できます。

本人・家族(同一世帯)以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

* 登録型本人通知制度が導入された背景 *

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ、それにより、家族構成、年齢や本籍地などの個人情報を得ることが可能です。この法律を調査会社等が悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。

これらの事件は調査会社等が不正に個人情報を取得したことが問題なのではなく、他者の人権を侵害する目的で、あるいはこのような行為を人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼する人が存在することが大きな問題なのです。現在においても同和地区住民や出身者に対する根強い差別意識のもとで行われる身元調査と相通じるものがあります。

すべての人が、他者の人権を尊重していれば起こらなかったことです。

みんな
登録しよう

● 登録型本人通知制度を活用し、私たちの人権を守りましょう ●

- ① 交付通知により、不正取得が早期に発見でき、早いうちに事実を知ることができます。
- ② 不正行為が発覚する可能性が高まることから、不正を抑止する効果が期待できます。



同 和 問 題

《一人ひとりが同和問題を理解し、みんなで同和問題の解消に取り組むために》

同和問題とは何か



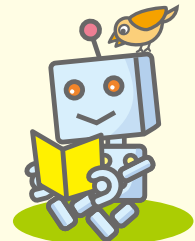
日本には、一部の国民が特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、結婚に反対されたり、就職で不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷を書き込まれたりするなどの差別を受けるといった問題があります。これが部落差別です。この部落差別を原因とする社会問題を同和問題といいます。同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権を侵害する深刻で重大な問題です。

部落はいつごろ、なぜできたの



部落差別は、中世後期の被差別民衆やケガレ意識と密接な関係にあるとされています。江戸時代には、武士・百姓・町人・賤民などの身分が固定されていました。「賤民」とされた人々は、別の社会を構成し、住む場所や職業が定められ、他の身分との結婚や養子縁組は許されず、服装など生活全般で厳しく制限を受けていました。しかし、これらの人々は、差別を受けながらも皮革業・履物業・医業・造園・歌舞伎・大道芸・陸運・水運など、経済基盤や日本の伝統的な文化・芸術の多くを支えました。

部落差別が残された理由は



明治になり、それまでの身分制度は廃止され、農民・町民は「平民」と改称されました。賤民身分の人たちも、明治4(1871)年の太政官布告(いわゆる解放令)により、「これからは身分、職業とも、平民と同じであること」とされました。しかし、各地で賤民身分の廃止に反対する一揆が起きるなど、人々の中にある差別意識は残されたままでした。また、解放令は職業選択の自由をもたらしましたが、一方で、これまで同和地区の人たちに限られていた皮革業や履物業などの仕事に産業資本が進出し、「部落産業」は衰退していきました。このようなことから、同和地区住民の生活は、明治以降、経済的に苦しくなったともいわれています。そして、「解放令」では解消されなかった差別意識に、この厳しい生活実態(貧困等)が加わり、差別はより深刻なものになりました。

同和問題の解決に向けた取り組みは

☆昭和40(1965)年 同和对策審議会答申

「同和問題は、日本国民の一部が、日本国憲法が保障する基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていない、深刻、重大な社会問題である。同和問題の解決は、**国の責務**であり、**国民的課題**である」とされました。

☆昭和44(1969)年～平成14(2002)年の33年間

差別解消のため、様々な特別措置法が施行されました。生活環境の改善、社会福祉・公衆衛生の向上・増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実などの取り組みが行われました。



逆差別の意識が新たな偏見につながることもありました。

同和問題解決のための運動の成果は、全ての国民に生かされ、現在に至っています。

- 小中学校の教科書が無償で給付されるようになりました。 昭和38(1963)年
- 奨学金制度が拡充されてきています。 昭和41(1966)年
→ 教育の機会均等
- 企業の公正採用のために、全国統一応募用紙が制定されました。 昭和48(1973)年
→ 公正・公平な採用選考
- 不正に個人情報が取得されることを防ぐことを目的に、登録型本人通知制度が始まりました。 平成25(2013)年
→ 個人情報保護



今も残る結婚差別・就職差別

今では、同和地区外の出身者と幸せに結婚する同和地区出身者も多い一方で、出自や出身地を理由に結婚に反対され、つらく悲しい思いをする人たちがいます。結婚差別で受ける傷は深く、多くの方は声を上げられないため、差別として表面化することはほとんどなく、実際の件数を把握することは困難です。

平成27(2015)年に行った「別府市民意識調査」では、身内の結婚について、「同和地区出身ということに反対しない」が37.3%と一番多くなっていますが、13%の人が「反対する」と答えています。いまだに、同和地区出身者に対する差別意識が残っているのです。

結婚相手が同和地区出身者であるかどうかを調べるために、不正に戸籍謄本を入手するという事例がいまだになくなっています。

インターネットや携帯サイト等で、同和地区やその関係者を誹謗・中傷する事例が後を絶ちません。昨年、インターネット上に、戦前の全国部落調査が掲載されるという事件がおきました。

インターネット上では、匿名で情報を発信でき、不特定多数の人の目にとまり、一度ネット上に流出した情報は回収が不可能なため、当事者は長い間、苦しい思いをします。これらの行為は、同和問題への無理解・偏見を助長し、差別意識を広める許されない行為です。

身元を調べること自体、差別です。身元調査が結婚や就職差別などに使われます。



このような状況の中、平成28(2016)年12月16日、「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が施行されました。同法では、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題である」「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」とあります。私たち一人ひとりがこの問題を自分のこととして考えることを求めています。

関心を持って正しく知ること 偏見に気づくこと そして自分で考え、行動すること

だれもが、自分らしく幸せに暮らしていける社会を望んでいます。また、差別はいけないこともわかっているとします。しかし、差別はなくなりません。「私」自身が、自分の人権感覚を問い直し、どうすればよいのかを考えることが大切です。まずは、自分にできることから始めましょう。

同和問題を、「難しい問題」と避けたり「自分とは関係ない問題」としたりすることは、その解決を遠ざけます。また、「寝た子を起すな」「無関係だ」とする考え方は、差別意識を温存し、差別を容認することにつながります。「私には関係ないこと」と無関心にならず、自分の意識が問われる問題として、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、子どもたちに伝えていく必要があります。

私たちの意識の中には、固定観念、迷信・風習・因習等の社会通念、世間の目等にとらわれてしまう心があります。根拠のない不合理なものであっても、「昔からそうしてきたから」「みんながしているから」という理由で受け入れてしまいがちです。また、あまり深く考えずに、周りの人の言うままに行動してしまうこともあります。そのような態度は、「差別はおかしい」と感じていながらも、それを容認してしまうことにもつながりかねません。

他人の意見や世間体にとらわれることなく、広い視野を持ち、自分自身で考え判断し、行動することが大切です。

困ったときの相談窓口

みんなの人権110番

(平日8:30～17:15受付)

ナビダイヤル 0570-003-110



わたしたちの身近にある個別の人権課題

社会にあるたくさんの人権問題を大きく8つの課題に分けて表します。それぞれの人権問題を正しく知ることが、お互いの人権を守ることに繋がります。年齢や性別、家庭環境や出身地に関係なく、誰もがお互いを認め合える差別のない共生社会をつくりましょう。

同和問題

同和問題は日本社会の歴史的過程で形つくられた身分差別により、同和地区出身者という理由だけで様々な差別を受けている日本固有の人権問題です。

出身者であることを理由に、就職や結婚という人生の節目で、いまだ身元調査をしようとする動きがあります。その結果、結婚を反対されたり、就職で不利な扱いを受けたりする差別が続いています。また、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなど、いまだ様々な差別に苦しんでいる人がいるという現実があります。同和問題についていま一度学習し、差別はなくなさなければいけないと気づくことが大切です。

子ども

いじめや不登校、児童虐待は、子どもの人権にかかわる重大な問題です。さらに子どもどうしの「ネットによるいじめ」や児童ポルノ・出会い系サイトによる被害も大きな社会問題となっています。また、子どもの貧困も深刻な問題です。未来ある子どもの人権を守るには、周りの大人や社会が責任を持つ必要があります。

全ての子どもが、自分は認められていると感じることができ、他者の痛みに共感できる感性を育む家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

女性

社会の様々な場面において女性の活躍が増えてきた一方で、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや配偶者や恋人からの暴力(DV)、ストーカー行為、男性に比べて採用・昇進・賃金など仕事上の待遇が悪いこと、また、家事・育児・介護の負担の大きさも重大な問題になっています。「家事や介護、育児は女性」という性別による固定的な役割分担意識が、女性の社会進出を難しくしています。性別にかかわらず、自分の能力を発揮し、自分らしい生活を送ることができる社会をめざす必要があります。

高齢者

日本の総人口の約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。認知症や身体の不自由な高齢者が虐待を受けたり詐欺の被害にあったりなど、高齢者の人権が侵害される事件が多発しています。高齢者の豊富な経験を生かし、世代を超えた交流により、生きがいをもって社会参加できるようなまちづくりをしていくことが大切です。



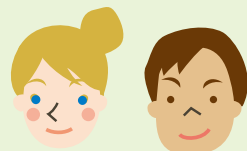
障がい者

障がいのある人に対して正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為がおきています。別府市では平成26(2014)年4月「ともに生きる条例」、平成28(2016)年4月「障害者差別解消法」が施行されました。障がいの種類は様々であり、外見ではわからない障がいもあります。一人ひとりに応じた合理的配慮や支援をすることにより差別を解消し、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利を行使することのできる社会＝「共生社会」をめざす必要があります。

外国人

別府市は日本有数の国際交流都市です。

平成28(2016)年4月末現在の外国人登録者数は、4308人で、その約76%が留学生です。国が違えば言語や習慣、文化、宗教等も違います。そのことで偏見を持たれたり、差別されたりすることもあります。互いの価値観や習慣、文化等を尊重するとともに、必要な支援をすることが多文化共生社会の実現につながります。



医療をめぐる問題

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染症、ハンセン病等の様々な病気に関してのあいまいな知識や過度の危機意識が、患者・元患者、そして家族への偏見・差別を生み出しています。特に、ハンセン病患者に対する隔離政策の歴史を正しく学び、二度と同じ過ちを繰り返さないよう努力することが大切です。

その他にも生殖医療や臓器移植等、医療の進歩に伴う人権の問題も考えていく必要があります。

さまざまな人権問題

インターネットによる人権侵害、プライバシーの問題、見た目問題、性的少数者、アイヌの人々、犯罪被害者や家族、刑を終えて出所した人々や家族、ホームレスとなった人々、東日本大震災をめぐる問題、人身取引等、まだまだ考えるべき人権問題があります。

その様々な情報が本当のことなのか自分自身で考え確かめ、一人ひとりが差別をしない、許さないという気持ちを持ち続けることが必要です。



平成28年度別府市小・中学生「人権作文」

別府市長賞

『やさしさのリレー』

別府市立境川小学校 1年

小島 悠人

「ぼくに、もうちょっとゆうきがあればいいのにな。」
 ぼくは、はじめてだれかとあったとき、めをあわせよう
 とするとはずかしくて、こころのなかがどきどきでいつば
 いになります。

「いつしよにあそぼう。」
 とはなしかけたくても、ゆうきがなくていえないときも
 あります。

ようちえんのときも、ぼくは、はじめてあうともだちに
 なかなかはなしかけられませんでした。だから、おなじほ
 いくえんだったともだちとばかりあそんでいました。その
 なかのひとりがAくんです。Aくんは、ともだちをつくる
 のがじょうずで、あたらしくであつたともだちにも、じぶ
 んからどんどんこえをかけていつしよにあそんでいまし
 た。「Aくんすごいな。ぼくもあたらしいともだちともあそ
 べるようになりたいな。」とおもっている、Aくんが、
 「はるとくんもいつしよにあそぼう。」

とこえをかけてくれました。Aくんのおかげで、ぼくのと
 もだちはどんどんふえていきました。Aくんのあたたかい
 こころのおかげでぼくのこころのなかのどきどきは、あつ

というまにわくわくにへんしんしました。「じぶんのこと
 だけじゃなくぼくのことまでかんがえてさそつてくれる
 Aくんってかっこいいな。」そして、「ぼくもいつかAくん
 みたいにもだちをたすけられるようになりたいな。」
 とおもいました。

一年生いちねんせいになって、はじめてのえんそくの日。たのしみだ
 ったおべんとうタイムになりました。みんなうれしそう
 にともだちとききものをひろげていました。ぼくもひろ
 げようとしたとき、Bくんがなんだかさみしそうにして
 いるきがしました。ぼくは、すこしどきどきしながら、
 「Bくん、いつしよにたべよう。」
 とこえをかけてみました。すると、Bくんは

「うん。」
 とわらつてこたえてくれました。「さみしいな。こえをか
 けたいな。でもゆうきがでないな。」というBくんのこ
 ろが、えがおになつたきがして、ぼくは、「こえをかけてよ
 かった。」とおもいました。

ぼくにはいま、
 「いつしよにあそぼう。」
 とこえをかけると、

「いいよ。」
 といつてくれるともだちがいます。「いいよ。」というこ
 ばをきくと、ぼくのこころはほつとします。「いいよ。」が
 かさなると、ゆうきをださなくてもじぶんからどんだん
 さそえるようになります。ぼくは、これからあんしんして
 あそべるともだちをもっともつとふやしたいです。そし
 て、さみしそうなともだちがいたら、
 「いつしよにあそぼう。」
 とこえをかけて、ともだちのこころをえがおにかえられ
 るひとになりたいなとおもいます。



平成29(2017)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ

*ヒューマンライツ[Human-Rights(人権)]は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会

【協力】別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市生活環境部人権同和教育啓発課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1291

